

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

韓国産二枚貝の取り扱いについて

標記については、平成24年6月22日付け食安輸発0622第3号にて通知したところですが、関係国に対する調査の結果、韓国水産物品質管理法第24条に基づく指定海域のうち、第1号海域が問題海域として確認されました。

このため、今後にあつては下記により対応することとするので、御了知の上、関係者への周知方よろしくをお願いします。

また、平成24年6月22日付け食安輸発0622第3号を廃止します。

記

1. 対象食品及び検査項目

対象食品	検査項目	成分規格 (微生物規格)	ノロ ウイルス	現品確認 (官能検査)
冷凍食品	生食用又は無加熱摂取する二枚貝	○	○	
	その他の二枚貝	○		
冷凍した二枚貝（冷凍食品を除く。加工品を含む。）				○
活又は冷蔵（加工品を含む。）した生食用二枚貝			○	
上記以外の二枚貝（加工品を含む。）				○

2. 検査実施方法

(1) 成分規格（微生物規格）

平成24年5月1日以降の成分規格の検査成績が確認できない場合、輸入者に対し成分規格の自主検査を指導すること。また、同年5月1日以降の検査成績が確認できる場合は、成分規格のモニタリング検査を輸入の都度実施すること。

(2) ノロウイルス

8月末までに100件のモニタリング検査を実施すること。また、検査の実施に当たっては、別紙を参考に、韓国政府が発給する原産地証明書により生産海域の確認を行い、第1号海域である場合はモニタリング検査を輸入の都度実施すること。

(3) 現品確認（官能検査）

輸入者毎、品目毎に、本通知以降の初回時の輸入届出について実施すること。また、検査の実施に当たっては、別紙を参考に、韓国政府が発給する原産地証明書により生産海域の確認を行い、第1号海域である場合は輸入の都度実施すること。

## Designated area

지정해역(Designated area)	면적(Size)	위치(District)	
제 1호 해역 (Area I)	거제~한산만, Hansan-Geojeman area	2,050ha	Tongyeong City and Geoje City in Gyeongnam Province
제 2호 해역 (Area II)	자란~사랑해역, Jaranman-Saryangdo area	9,492ha	Tongyeong City and Goseong County in Gyeongsangnamdo Province
제 3호 해역 (Area III)	산양해역, Sanyang area	3,107ha	Tongyeong City in Gyeongsangnamdo Province
제 4호 해역 (Area IV)	가막만, Kamakman area	4,188ha	Yeosu City in Jeollanamdo Province
제 5호 해역 (Area V)	나로도해역, Narodo area	4,398ha	Gohung County in Jeollanamdo Province
제 6호 해역 (Area VI)	창선해역, Changseon area	5,910ha	Namhae County in Gyeongsangnamdo Province
제 7호 해역 (Area VII)	강진만해역, Gangjinman area	5,290ha	Namhae County in Gyeongsangnamdo Province

